

意見書

議会では十二月定例会で次の意見書を可決し直ちに関係機関に提出しました。

「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書

「三位一体の改革」は、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方」の構造改革の最大の柱であり、全国一律、画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な行政運営を確立することにある。

地方六団体は、平成十八年度までの第一期改革において、三兆円の税源移譲を確実に実施するため、昨年の三二兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る七月二十日に残り六千億円の税源移譲を確実に実施するため、「国庫補助負担金等に関する改革案(二)」を取りまとめ、改め小泉内閣総理大臣に提出したところである。

一 地方交付税の所要総額の確保
平成十八年度の地方交付税については、「基本方針二〇〇五」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体の安定的財政運営に支障を来すことのないよう、地方交付税の所要総額を確保すること。また、税源移譲が行われても、税源移譲額が国庫負担金停止に伴い、財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、所要の措置を講じて確実に財源確保を行うこと。

二 三兆円規模の税源移譲に当たっては、基本的な所得税から個人住民税への税源移譲の比重を移すことにより実現すること。また、個人所得課税において、低所得者に対する増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。
三 都市税源の充実確保
個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で重要な税であり、市町村への配分割合を高めること。

四 真の地方分権改革のための「第一期改革」の実施
政府においては、「三位一体の改革」を平成十八年度までの第一期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成十九年度以降も「第二期改革」として、地方の改革案に沿ったさらなる改革を引き続き強力に推進すること。
五 施設整備費国庫補助負担金について
施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が五〇％とされ、税源移譲の対象とされたところではあるが、地方の裁量を高めるため、「第二期改革」において、「地方の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

方)について調査・審議を行っており、このような状況を踏まえ全国市議会議長会は、先に「地方議会の充実強化」に向けた自己改革の取り組み強化についての決意を同調査会に対し表明するとともに、必要な制度改正要望を提出したところである。

しかしながら、同調査会の審議動向を見ると、全国市議会議長会をはじめとした三議長の要請が十分反映されていない状況にある。本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たすために、地方議会制度の改正が必要不可欠である。

一 議会の招集権を議長にも付与すること。
二 地方自治法第九十六条第二項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど、議決権を拡大すること。
三 専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること。
四 議会に附属機関の設置を可能とすること。
五 議会の内部機関の設置を自由化すること。
六 調査権・監視権を強化すること。
七 地方自治法第二百一条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置づけるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること。

建築確認制度の見直しを求める意見書

全国のマンションやホテル等をめぐる構造計算書の偽造問題は、建築確認制度の信頼性を揺るがすものであり、住民に深刻な被害をもたらしている。偽造された構造計算書に基づき、指定確認検査機関や地方自治体などが建築確認を行っていたというものであり、自治体からは、現在の確認システムでは今回のような偽造を発見するのは困難であるとの指摘もされている。

「次世代育成支援策・保育施策の推進にかかわる国の予算の拡充」を求める意見書

政府は十二月十六日少子化の現状と対策をまとめた「少子化社会白書」を閣議決定した。わが国における少子化はますます深刻になっており、白書では「超少子化」と位置づけた。

「重度障害者医療費助成制度」の見直しに反対する意見書

「障害者自立支援法」の成立により重度障害者医療費助成の事業費が大きく増加する見込みであり、神奈川県は、三十七市町村で構成する「医療費助成関係事務研究会」と連携し、制度の見直しについて検討を進めている。

以下の人に対して医療費の自己負担分を助成しているものである。これを「一、対象者の見直し」二、所得制限を導入、三、一部負担金の徴収という内容で平成十八年度末までに見直しを検討することとしている。

「事業仕分け」による行政の効率化を求める意見書
国債残高は今年度末、約五百三十八兆円に達する見込みであり、国民一人当たり五百万円もの債務を負う計算になる。これまで小泉内閣は、財政を健全化させるために歳出の削減に取り組み、五年前と比べると公共事業は二〇％、政府開発援助は二五％の減となり、一般歳出全体を見れば社会保障関係費を除いて一四％の圧縮を遂げた。

既に一部の地方自治体(八県四市)では、民間シンクタンク等の協力を得て「事業仕分け」を実施。行政の仕事として本当に必要かどうかを洗い直して、「不要」「民間委託」他の行政機関の事業「引き続きやるべき事業」に仕分けた結果、県・市との「不要」「民間委託」が合わせて平均約一割に上り、予算の約一割に相当する大幅な削減が見込まれている。

改造エアガン対策の強化を求める意見書

ことし、通りすがりの者や対向車両などに対して改造エアガンにより発砲するという事件が相次いで発生し、大きな社会問題となった。エアガン自体は違法ではなく、所持も違法ではないが、改造により威力を増すことにより大変危険な「武器」「凶器」となる。

国勢調査の見直しを求める意見書

本年九月二十三日から十月十五日にかけて行われた国勢調査において、全国的にトラブルが頻発するとともに、調査の実効性の低下が懸念される事態が生じている。今回は調査項目の少ない中間調査であったにもかかわらず、プライバシー意識の高まりなどから、個人情報保護法に対する苦情や調査拒否の増加が報告されている。

障害者自立支援法の施行に関する国への意見書

障害者自立支援法が成立し、新法に基づいた障害者福祉・医療サービスが平成十八年四月から段階的に実施される。この新法は、身体・知的・精神の障害者を統合した介護サービスが供給されること、支給基準を統一し市町村にサービス実施主体を一元化すること、就労支援の強化を図ることなどが打ち出されている。

て封入提出を導いたが、例外的な措置と位置づけたこともあり、混乱の防止にはならなかった。さらに、ワンルームマンションやオートロックマンションの増加など環境の変化から調査不能世帯の激増も報告されているが、一方で世帯確認に基づかない世帯簿作成が全国的に明らかになるなど、調査結果の信頼性の疑義も生じている。

障害者自立支援法の施行に関する国への意見書
障害者自立支援法が成立し、新法に基づいた障害者福祉・医療サービスが平成十八年四月から段階的に実施される。この新法は、身体・知的・精神の障害者を統合した介護サービスが供給されること、支給基準を統一し市町村にサービス実施主体を一元化すること、就労支援の強化を図ることなどが打ち出されている。

障害が重く、所得保障も不十分の中で、家族介護・支援に依存せざるを得ない実態や障害ゆえに「三重・二重の特別な経済的支出を余儀なくされている実態を無視して、こうした「配慮」が現実の利用負担の軽減につながるのかは、疑問と言わざるを得ない。定率負担(応益負担)の実施は、障害者に福祉と医療サービスの利用抑制を押しつけるものである。

一 定率負担(応益負担)の実施は、障害者や家族の声を十分に聞いて見直すこと。
二 利用者の実態や意見を最大限に反映できる障害程度区分の認定に改めること。
三 障害程度区分によって利用するサービスに制限が加えられることのないようにし、現在、利用しているサービス水準は維持すること。
四 利用者の実態を踏まえ、必要なサービスが利用できる国庫補助基準を設定すること。

また、今回の支給決定の仕組みの中には、「ケアマネジャー」相談支援事業)などサービス利用の手続き等をサポートする仕組みが、いまいちになっており、制度のアクセス困難な障害者は制度を利用することができない。障害者自立支援法の施行に当たり、政府におかれては、障害者や家族、関係者の声を十分に聞いて制度を見直し、利用者の実態を反映した政省令を策定することが求められている。

また、今回の支給決定の仕組みの中には、「ケアマネジャー」相談支援事業)などサービス利用の手続き等をサポートする仕組みが、いまいちになっており、制度のアクセス困難な障害者は制度を利用することができない。障害者自立支援法の施行に当たり、政府におかれては、障害者や家族、関係者の声を十分に聞いて制度を見直し、利用者の実態を反映した政省令を策定することが求められている。